

(連結送水管に関する基準)

- 第45条 次の各号に掲げる防火対象物の部分には、連結送水管を設けなければならない。(り)
- (1) 令別表第1(2)項、(4)項、(10)項、(13)項及び(16)項イに掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物であるもの及び同表(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途のいずれかに該当する用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であつて当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものを除く。)の無窓階(1階及び2階を除く。)で床面積が1,000平方メートル以上のもの(う)(り)
 - (2) 令別表第1(16)項イに掲げる建築物(小規模特定用途複合防火対象物のうち、同表(10)項又は(13)項に掲げる用途のいずれかに該当する用途に供する部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物の延べ面積の10分の9以上であるものに限る。)の無窓階(1階及び2階を除く。)で床面積が1,000平方メートル以上のもの(う)(り)
 - (3) 令別表第1に掲げる建築物の4階以上の階の屋上で、回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場の用途に供するもの(う)(り)
- 2 連結送水管の放水口は、前項第1号及び第2号に掲げる階にあつてはその各部分から、同項第3号に掲げる屋上にあつては屋上の主たる用途に供する部分の各部分から、それぞれ一の放水口までの水平距離が50メートル以下となるように設けなければならない。(り)
- 3 第1項の規定により設ける連結送水管は、令第29条第2項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。(う)
- 4 第1項第1号及び第2号並びに令第29条第1項各号(第3号を除く。)の規定により設ける連結送水管には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。(り)

【解説】

本条(第4項は除く。)は、令第29条の適用を受けない防火対象物について、連結送水管の設置及び維持の技術上の基準を定めたものである。

1 第1項の規定は、その適用範囲を定めたものである。

(1) 第1号及び第2号は、該当する防火対象物の無窓階で、その床面積が1,000平方メートル以上の場合、その階に連結送水管を設置することを定めたものである。

なお、第1号及び第2号で規定する「小規模特定用途複合防火対象物」の主旨は、条例第39条と同義である。

ア 第1項第1号の規定について

次に掲げるものは、第1項第1号括弧書の規定により除外されている。

(ア) 「小規模特定用途複合防火対象物」

(1) 「令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物であつて、同表(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途のいずれかに該当する用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であつて当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が

300平方メートル未満の防火対象物」

イ 第1項第2号の規定について

第1項第2号において、41号通知の改正前は第1項第1号の規制対象としていた小規模特定用途複合防火対象物に対しては従前と同等の設置基準を想定している。

(2) 第3号の「4階以上の階の屋上」とは、4階建以上の建築物の屋上をいう。

2 第2項の規定は、放水口の設置位置及び個数について定めたものである。「主たる用途に供する部分」とは、自動車駐車場の用途にあっては、車路の部分は含むが、斜路やカーリフト等の部分は含まないものとし、回転翼航空機の発着場にあっては、離着陸地帯の部分をいう。

3 第3項の規定は、連結送水管の設置及び維持についての技術上の基準は、令第29条第2項の規定の例によることを定めたものである。

4 第4項の規定は、屋上に放水口を設けることを定めたものであり、本条により設置する連結送水管だけではなく、令第29条により設置するものも適用される。屋上に放水口を設けるのは、機能を点検する際の放水テスト用又は放水訓練用として設けるものであり、屋上がなく、又は放水テストが他の方法で十分できる防火対象物については、第46条の特例を適用し、設けないことができる。